(2)　離職者訓練の内容

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能の習得など、訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会を都道府県又は市町村が法第十六条第一項又は第二項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発校を除く。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえつつ提供し、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を実施するものとする。その際、東日本大震災に伴う復旧・復興需要に応じた人材ニーズを踏まえた職業訓練を実施するものとする。

また、雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母、刑務所を出所した者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施するものとする。

(3)　効果的な離職者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。離職者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該離職者訓練の受講者に対し、公共職業安定所との連携強化の下、綿密なキャリア・コンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施するとともに、安定的な雇用を実現するためには、これまで以上に高い職業能力が求められることから、就職の実現に必要とされる知識・技能を習得するための長期間の訓練を積極的に設定することで、就職率の向上を図るものとする。

委託訓練については、就職実績に応じた委託費の支給を行うほか、離職者に対し個々の求人企業の具体的なニーズに即した職業能力を付与する職業訓練の実施を推進することにより、就職率の向上を図るものとする。

二　在職者訓練の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、五万七千人とする。

(2)　在職者訓練の内容

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

(3)　効果的な在職者訓練の実施のための取組

地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等により行うものとする。

三　学卒者訓練の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、五千九百人とする。

学卒者訓練の対象者数のうち、四千百人については専門課程による公共職業訓練として、千七百人については応用課程による公共職業訓練として、百人については普通課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するものとする。専門課程による公共職業訓練の対象者数のうち、三百人については、日本版デュアルシステムとして実施するものとする。

(2)　学卒者訓練の内容

学卒者訓練については、新規高等学校卒業者等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。

(3)　効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るものとする。

四　障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、一万九百人とする。

障害者等に対する公共職業訓練の対象者数のうち、七千七百人については、委託訓練として実施するものとする。

(2)　障害者等に対する公共職業訓練の内容

障害者に対する公共職業訓練については、障害者の身体的又は精神的な事情等に配慮し、職業訓練上特別な支援を要する障害者を障害者職業能力開発校において重点的に受け入れて、個々の受講者の障害の程度、特性等に応じた公共職業訓練を一層推進するものとする。

また、地域における障害者の職業能力開発に資するよう、都道府県立職業能力開発校において、知的障害者等を対象とした公共職業訓練を引き続き実施するものとする。

さらに、障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズに対応した多様な公共職業訓練を実施するため、民間企業等に対して委託する訓練では、特に法定雇用率未達成企業や、障害者の雇用の経験の乏しい企業等を開拓するとともに、精神障害者向けの訓練コース設定を促進するなど、訓練内容の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。

あわせて、採用時に必要なコミュニケーション能力等の社会的スキルが乏しい学生等に対して、就職活動や就職の実現に資する委託訓練を新たに実施するものとする。

(3)　効果的な障害者に対する公共職業訓練の実施のための取組

障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科の見直しを行うものとする。障害者に対する公共職業訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、公共職業安定所等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、障害者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

さらに、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、都道府県障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。

第四部　公共職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

一　関係機関との連携

公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たっては、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面において十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。

二　公共職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公共職業訓練の実施

公共職業能力開発施設は、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公共職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公共職業訓練を実施するものとする。

○厚生労働省告示第百三十二号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久